

北島町外国語指導助手派遣業務仕様書

1. 業務名

北島町外国語指導助手派遣業務

2. 業務の目的

小中学校に英語指導助手（以下「ALT」という。）を配置することで、小中学校における外国語教育の充実及び国際理解の推進を図るとともに、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力を高めることを目的とする。

3. 派遣人数

ALT 1名

4. 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

5. 業務実施場所

北島中学校、北島北小学校、北島小学校、北島南小学校のうち、北島町教育委員会が指定する場所

6. 業務の内容

(1) 事業者が行う業務

- ①北島町立小中学校へのALTの派遣
- ②町教育委員会、学校及びALTとの連絡調整
- ③派遣先におけるALTの業務遂行状況の把握及び評価
- ④ALTを対象とした定期的な研修の実施
- ⑤ALTの業務遂行に対する指導及び英語教育に関する教材、指導案提供等の支援
- ⑥ALTの勤務管理及び休暇、遅刻等がある場合の派遣先への事前報告
- ⑦ALTに係る町教育委員会及び学校からの要望、苦情等への対応
- ⑧本業務における業務完了報告書の提出

(2) ALTが行う業務

- ①英語教育、外国語活動、国際理解教育における指導
- ②①の指導に係る教職員との指導内容、方法についての打合せ
- ③教材・資料の作成
- ④児童生徒との交流活動
- ⑤クラブ活動及び文化祭等学校行事への参加
- ⑥教職員に対する教授方法等の支援
- ⑦試験実施の補助
- ⑧指導方法等の研修会への参加
- ⑨翻訳、通訳の支援

(3) その他、協議の上、必要であると合意した業務

7. 業務従事者（ALT）の条件

- (1) 出入国管理及び難民認定法に定める在留資格「教育」を有するなど、日本での就労に

適切な在留資格を有する者

- (2) 指導言語を英語とし、英語を母語とする者、又は同等の能力を有する者。また、英語使用国の大学卒業資格、又はそれと同等の資格を有する者
- (3) 心身ともに健康で、通年勤務ができること。
- (4) 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図り、業務に対して意欲を持って取り組める者であること。
- (5) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けていないこと。

8. 派遣日数及び派遣日時

- (1) ALTの派遣日数は、1年間当たり185日程度とする。
- (2) 派遣日は、月曜日から金曜（北島町立小、中学校管理規則に基づく休業日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日、学年始休業日、夏季休業日、冬期休業日、学年末休業日）を除く。）ただし、学校、町教育委員会と事業者が協議のうえ、休業日を就業日とすることができる。
- (3) 就業時間は、8時00分から16時30分まで（休憩時間は45分）とする。ただし、学校、町教育委員会と事業者が協議のうえ、必要と認めた場合は、就業時間を変更することができる。
- (4) 週当たりの授業時間数を20時間程度とし、その他の時間は授業の打合せや教材準備等に充てるものとする。

9. 委託料の支払方法

- (1) 事業者は、契約金額を契約期間内の月毎に均等分割し、該当月分の請求書を翌月5日までに町へ送付する。端数が生じた場合は、最終月の請求書により精算する。
- (2) 町は、前項に基づく事業者から適正な請求書を受理したときは、受理日から30日以内に事業者の指定する金融機関口座へ振込みにより支払いを行う。
- (3) 消費税法の改正により消費税の税率が変更になった場合、変更された税率に基づいて派遣料を計算し支払金額を変更するものとする。
- (4) 個別契約の契約期間中でも経済変動、業務内容の著しい変更等により、派遣料改定の必要が生じた場合、町及び事業者の合意書面により、派遣料の改定をすることができる。
- (5) 町の責に帰すべき事由により派遣労働者の業務遂行が不可能となった場合、事業者は債務不履行の責を負わず、町に派遣料を請求することができるものとする。

10. 法令等の遵守

(1) 個人情報の取り扱い

事業者は、業務の遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、北島町個人情報保護条例（平成17年3月29日北島町条例第3号）、その他の法令を遵守して業務を行い、業務遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 守秘義務

事業者は、業務を遂行するにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。また、派遣期間が終了した後も同様とする。

11. その他

- (1) 労務管理は事業者が責任をもって行うこと。
- (2) 配置されるALTは、派遣先所属長並びに英語担当教員等の指示命令に従わなければならない。
- (3) ALTの業務遂行中及び業務場所への移動にかかる事故については、事業者の責任において一切の処理をすること。
- (4) ALTの事故又は勤務内容、勤務態度若しくは指導能力について適格性を欠くと判断したときは、ALTの変更が可能であり、その代替の確保をすること。
- (5) 事業者が町の申出又は自らの都合によりALTの変更を行うときは、新たに配置するALTについて、町教育委員会に派遣予定者の名前を提出すること。
- (6) 本事業の実施上、事業者またはALTの責に期す理由により、町教育委員会、学校または第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償すること。
- (7) 学校教員等と協力して作成した教材、カリキュラム等にかかわる著作権や知的財産権等の諸権利は、当該学校に帰属する。
- (8) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、北島町と事業者の双方で誠意を持って協議する。